

新病院における病院情報システムの概要と提案書作成における前提条件（修正版）

1 総則

本書は、神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）に関して、事業者が提案書を作成する際に、病院情報システムの観点での前提条件を定めるものである。

2 病院情報システムの概要について

- ア 新病院における病院情報システムは、事業者が業務上必要とする検査、給食、物流等のシステムを除き病院事業庁が整備し、維持管理を行う。
- イ 全体の概要は、図1を参照すること。

3 事業期間中の病院情報システムの更新について

- ア 病院情報システムは、電子カルテを中心とし（平成25年1月導入予定）本件事業の事業期間中では、概ね6年サイクルでの更新を前提とする。
- イ 更新時においては、入札を前提とするため、病院情報システムを実際に導入する情報システム会社（以下、「ベンダー」という。）が変わることも想定される。
- ウ ベンダーが変わる場合での更新では、事業者が整備する部門システム（検査、給食、物流）の仕様変更費や接続費について、追加的費用が発生する場合は、合理的範囲において病院事業庁が負担する。
- エ ベンダーが変わらない場合での更新や、診療報酬改定等に伴う病院情報システムの仕様変更により発生する事業者が整備する部門システム（検査、給食、物流）の仕様変更費や接続費については、要求水準書に記載のとおり、事業者負担とする。
- オ 医療制度改革などにより、病院情報システムの仕様が大幅に変更になり、事業者が整備する部門システムに著しい変更が必要となる場合は、事業者と病院事業庁は協議する。

4 病院情報システムの機能について

- ア 病院情報システムの詳細な機能は、建設期間中に確定する予定である。そのため、本件事業では、現在整備されている病院情報システムの機能と同等の機能をもつシステムを前提として、提案書を作成すること。現状の機能については、参考資料10～14の各種仕様書を参照すること。
- イ 現状のシステム以上の機能を前提として提案書を作成する場合は、病院事業庁として、必ずしも当該機能を導入することが確約できないため、事業者での費用負担を

前提として提案すること。

(例)レセプトチェックシステムとして、現状機能より優れたA社製とする場合は、A社製のシステム導入費を本件事業の入札費用に含めること。

5 サーバー、LAN等の共有化について

ア サーバーの共有化は不可とする。

イ LANの共有化は、以下の条件を満たすことにおいて可能とする。詳細は図2を参照すること。

- a 病院情報システムは院内クローズのシステムとする。事業者が整備する部門システムについては、病院情報システムのLAN(以下、「病院LAN」という。)との接続を可能とする(その場合、部門システムの外部接続は不可とする)。
- b 事業者の病院業務に資する業務連絡等については、病院LANのネットワークは利用可能とするが、論理的に分離すること。
- c 事業者が会社業務としての連絡等のために、院外ネットワークを設ける場合は、病院LANとの接続は不可とする。
- d 部門システムのリモートメンテナンスのために、外部との接続は可能とする。

6 病院運營業務での留意点

(1) セキュリティーについて

ア 病院情報システム(電子カルテ)では利用履歴機能を整備する。

イ 電子カルテや医事システムは利用者や機能毎に操作制限を設定する。

ウ 業務上必要な端末を除き、USBの接続を禁止する(端末毎に利用制限を設定予定)。

図1 システム全体概要

新病院情報システム

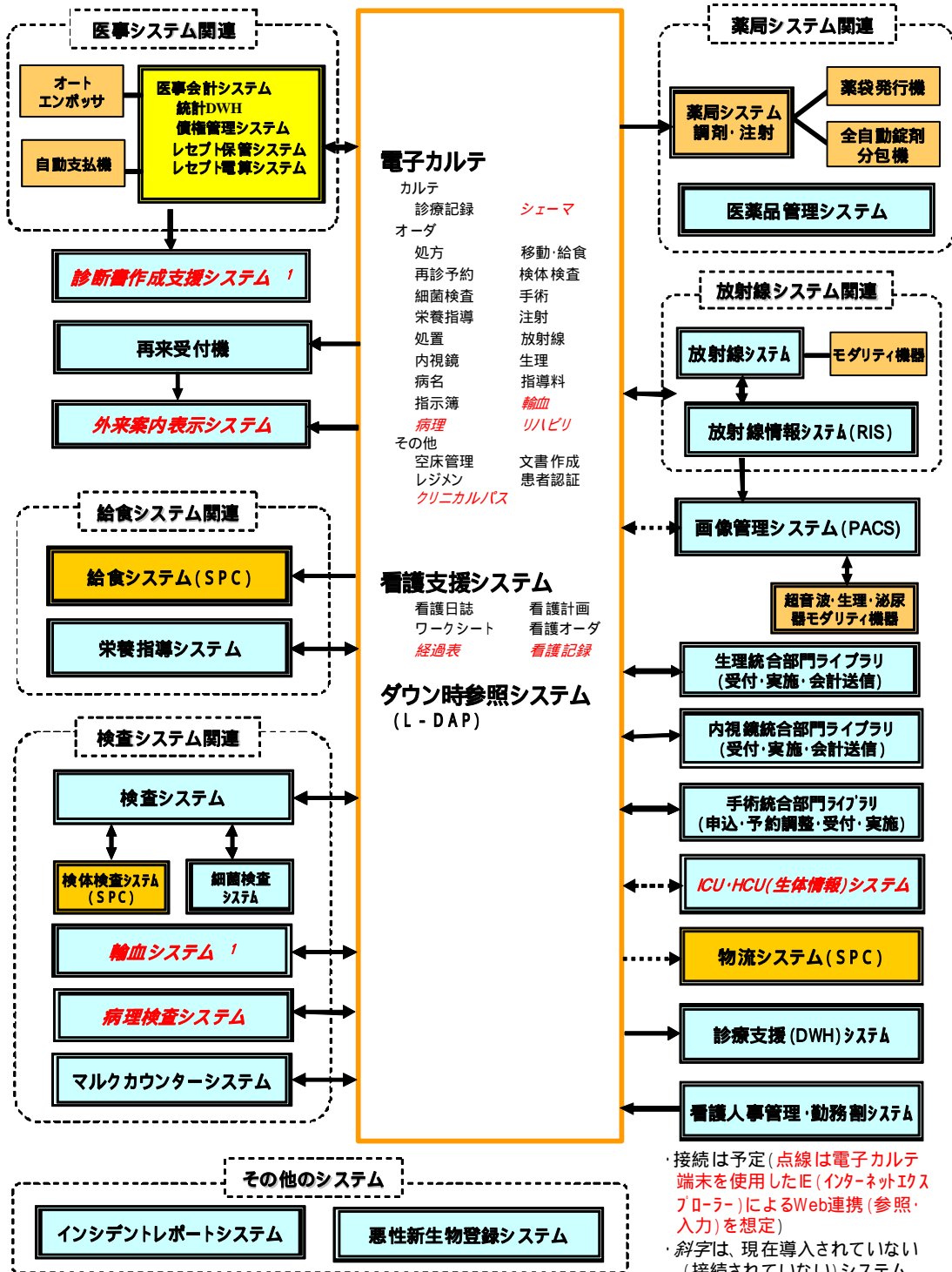


図2 ネットワーク接続図

